

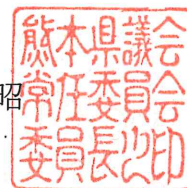
委員会提出議案第 1 号

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める  
意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により  
提出します。

令和8年6月24日提出

提出者 経済環境常任委員会  
委員長 坂 梨 剛 昭



熊本県議会議長 内 野 幸 喜 様

## 地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和6年1年間で約9兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が不可欠であり、喫緊の課題となっている。

地方消費者行政の継続・強化は地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方消費者行政の安定的な推進が不可欠であり、その後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

そのため、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠であり、恒久的財源措置制度の創設が必要である。

今般、国が地方消費者行政を推進するための新たな交付金制度を創設したことは評価するものであり、恒久的財源措置制度創設までの間は、継続して相当額の交付金の予算措置を行うこと、さらに、地方公共団体が交付金を活用できるよう運用に当たっては地方公共団体の意見を十分に聞くことが必要である。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を継続して行うよう下記の事項について措置されるよう強く要望する。

### 記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置制度の創設を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、今般創設した地方消費者行政強化交付金について、相当の予算措置を継続すること。
- 2 今般創設した地方消費者行政強化交付金の運用においては、地方公共団体が活用できるよう、その意見を十分に聞くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会 議長 内野 幸喜

衆議院議長	森 英介 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	高市 早苗 様
財務大臣	片山 さつき 様
内閣官房長官	木原 稔 様
内閣府特命担当大臣	黄川田 仁志 様

(消費者及び食品安全)